山口県の給与・定員管理等について

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
9　級	本庁部長	人 9	% 0.2	円 514,700	円 545,500
8　級	局長、理事	人 21	% 0.5	円 462,300	円 492,700
7　級	本庁部次長	人 64	% 1.5	円 411,900	円 454,700
6　級	本庁課長	人 635	% 15.5	円 358,200	円 419,200
5　級	相当困難主査	人 667	% 16.3	円 324,000	円 401,500
4　級	主査	人 659	% 16.1	円 301,400	円 389,400
3　級	主任	人 1,100	% 26.8	円 267,600	円 357,700
2　級	係員	人 459	% 11.2	円 232,000	円 311,100
1　級	係員	人 488	% 11.9	円 185,100	円 260,300

（注）１　山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

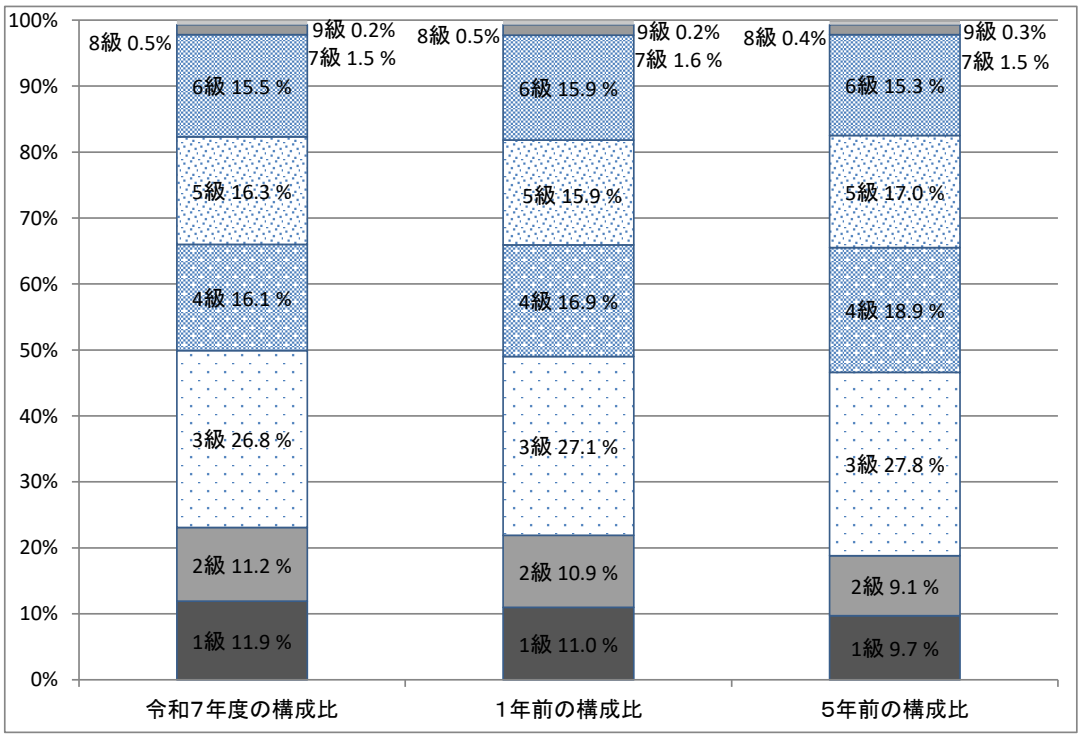

（２）国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和７年４月１日現在）

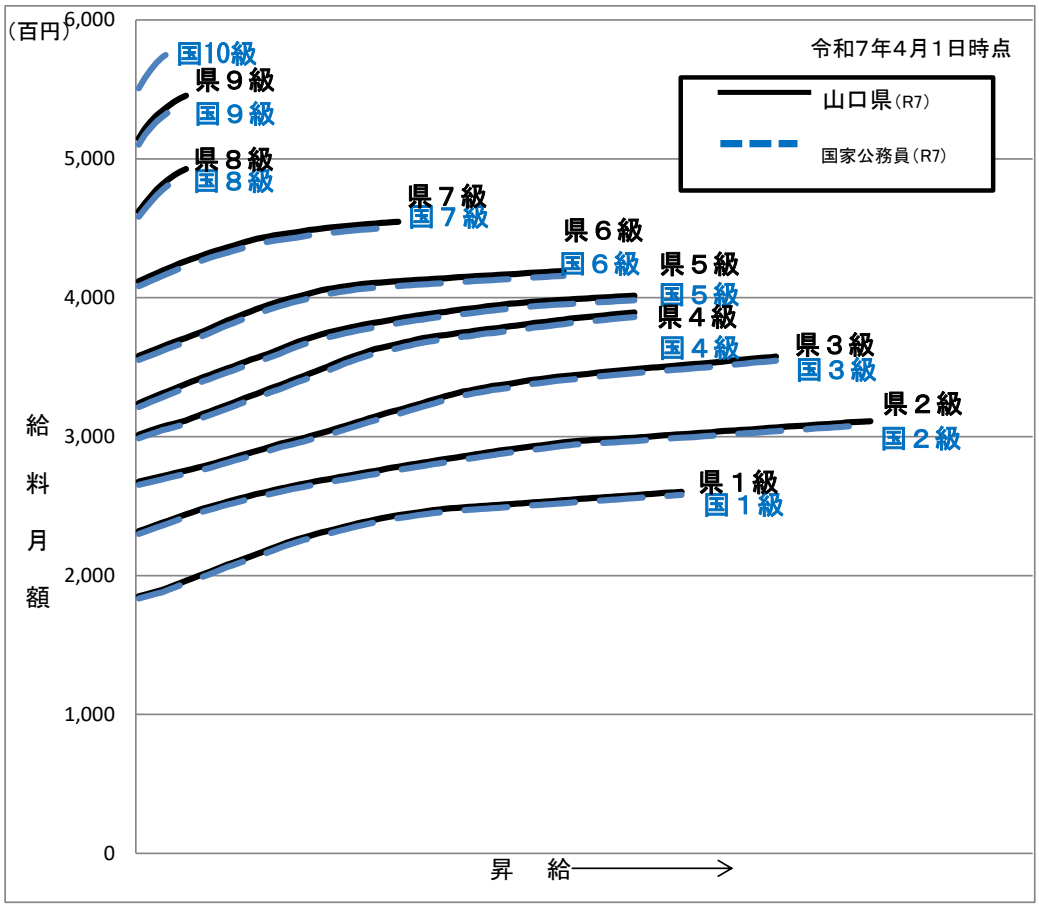

（３）昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（山口県）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				